

2019年7月22日

各位

株式会社 SBI 証券

**【出庫手数料実質0円】米国株式入庫キャンペーン実施のお知らせ**  
**～期間中に米国株式を移管入庫すると他社へ支払う出庫手数料を SBI 証券が全額負担～**

株式会社 SBI 証券(本社:東京都港区、代表取締役社長:高村正人、以下「当社」)は、2019年7月26日(金)より、「【出庫手数料実質0円】米国株式入庫キャンペーン」を実施し、期間中に、当社取扱いの米国株式銘柄を他社から移管入庫していただいたお客さまの、他社での出庫手数料を当社が全額負担することといたしましたのでお知らせいたします。

当社は個人投資家の皆さまのグローバル投資へのニーズにお応えするべく、これまでも「米国貸株サービス(カストック【Kastock】)」や、最低1株から定期的な買付ができる「米国株式・ETF 定期買付サービス」の提供、最低取引手数料の無料化(撤廃)などサービスの拡充に取り組んでまいりました。

このたびの「【出庫手数料実質0円】米国株式入庫キャンペーン」を契機とし、より多くの個人投資家の皆さまに、資産運用の選択肢の一つとして、当社の米国株式取引の活用をご検討いただけるものと期待しております。当社は、今後も「顧客中心主義」の経営理念のもと、「業界屈指の格安手数料で業界最高水準のサービス」の提供に努めてまいります。

**<【出庫手数料実質0円】米国株式入庫キャンペーン概要>**

キャンペーン対象のお客さま	キャンペーン期間中に当社への米国株式の移管入庫を完了し、書類受付期間内(当社必着)にキャンペーン申込書等が当社に到着したお客さま
キャンペーン内容	当社への米国株式移管の際に他社に支払った出庫手数料を全額還元
キャンペーン期間	移管入庫期間 2019年7月26日(金)～2019年9月30日(月)
書類受付期間	書類受付期間 2019年7月29日(月)～2019年10月15日(火)
キャンペーン対象コース	インターネットコース
対象銘柄	当社が取り扱う米国株式(ADRを含む)、米国ETF(米国REITは対象外)
対象条件	以下①～③の条件を満たすお客さまが対象となります。 ①移管入庫期間(2019年7月26日～2019年9月30日)に当社に米国株式の移管入庫が完了したお客さま ②2019年10月15日までに必要書類(お申込書、領収書等)が当社に到着したお客さま ③当社にて必要書類に不備がないことが確認できたお客さま

還元時期	10 月末
------	-------

※本キャンペーンの詳細につきましては、当社 WEB サイトをご確認ください。(https://www.sbisec.co.jp)

## <当社米国株式取引サービスの特徴>

### ■米国貸株サービス(カストック【Kastock】)

お客さまが保有する米国株式(ADRを含む)及び米国ETFを当社に貸し出すことで、保有する株式を売却することなく、貸し出した株式に応じた貸株金利を受け取ることが可能です。

### ■米国株式・ETF 定期買付サービス

当社が取り扱う米国株式(ADRを含む)、米国ETFを、毎月指定の日にあらかじめ設定した金額内または株数(口数)にて定期的に買付するサービスです。「NISA 枠ぎりぎり注文」と「課税枠シフト注文」の活用で、さらに効率的な定期買付が可能です。

### ■業界最低水準※の手数料

2019年7月22日現地約定分より最低手数料無料(撤廃)とし、これまで以上に少額投資に取り組みやすい環境を提供します。

約定代金の0.45%(税込0.486%)

上限手数料:20米ドル(税込21.6米ドル)

※2019年7月22日時点、SBI証券調べ。端数処理の関係上、最低手数料0米ドルが適用されるお取引は、約定代金が2.05米ドル以下のお取引になります。

## <金融商品取引法に係る表示>

商号等 株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者

登録番号 関東財務局長(金商)第44号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

## <手数料等及びリスク情報について>

SBI証券の証券総合口座の口座開設料・管理料は無料です。

SBI証券で取り扱っている商品等へのご投資には、商品毎に所定の手数料や必要経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等は価格の変動等により損失が生じるおそれがあります(信用取引、先物・オプション取引、外国為替保証金取引、取引所CFD(くりっく株365)では差し入れた保証金・証拠金(元本)を上回る損失が生じるおそれがあります)。各商品等への投資に際してご負担いただく手数料等及びリスクは商品毎に異なりますので、詳細につきましては、SBI証券WEBサイトの当該商品等のページ、金融商品取引法に係る表示又は契約締結前交付書面等をご確認ください。